

序章

区政の推進と財政

1	区政の課題	22
2	区の基本構想・行政計画	25
3	区政のしくみ	30
4	財政	41
5	税・財産	53



1 区政の課題

区は、昭和22年に板橋区から独立して以来65年の間、みどり豊かな住宅都市として発展を続けてきた。高度経済成長期の区立小中学校をはじめとする施設建設やグラントハイツ跡地開発による光が丘地区の整備など、人口の急増に対応するまちづくりの推進や、西武池袋線の連続立体交差化・複々線化等の交通基盤の整備、保育園・特別養護老人ホームの整備をはじめとした福祉の充実など、時代に即応した便利で安全な生活環境の整備を進めてきた。

地方分権時代を迎え、区は区民にもっとも身近な基礎自治体として、区民福祉の更なる向上を図るため、時代の潮流や区民の意見・要望を的確に捉え、区民、町会・自治会、NPO、事業者等と協働して、区政の課題に取り組んでいく。

(1) 社会の動向

●社会経済状況

我が国の経済は、平成23年3月に発生した東日本大震災やその後の原子力発電所事故による電力供給の制約、更に、欧州政府の債務危機に端を発した歴史的な円高などにより、予断を許さない状況が続いている。こうした社会経済情勢を背景に、国の24年度予算では、東日本大震災の復興経費や、増大する社会保障費などの計上により、国債発行額が3年連続で税収を上回るなど、厳しい予算編成となっている。

被災地の復興に向けた本格的な取組が進む一方、原子力発電問題は、国民生活だけでなく、企業活動にも多大な影響を及ぼしている。また、抜本的な社会保障改革である「社会保障と税の一体改革」や、次世代育成支援のための「子ども・子育て新システム」、地域の自主性・自立性を高めるための「地域主権改革」など、地方行財政へ直結する国の政策課題が議論されている。こうした状況を踏まえ、区は、予断を許さない経済情勢と国政の動向を把握しながら、区民福祉の更なる向上を目指し、的確かつ持続可能な区政経営を行うことが求められている。

●安全安心なまちづくりの推進

東日本大震災を踏まえ、区では平成23年度に練馬区地域防災計画の抜本的な見直しを行った。また、24年4月18日に東京都防災会議が首都直下地震等による東京の新たな被害想定を公表したため、今後、練馬区地域防災計画の更なる見直しを行う必要がある。また、近年、都市部においても局地的豪雨による浸水被害が頻発している。震災対策に加え、これら自然災害による被害を最小限にとどめる対策が強く求められている。

一方、このような自然災害だけでなく、振り込め詐欺

などの犯罪や、食品管理の不備による食中毒、新型インフルエンザの国内での感染など、私たちのまわりでは生活の安全を脅かす様々な事件・事象が発生している。

区では、引き続きハード・ソフト両面で災害対策を推進するとともに、危機管理全般に対して横断的に対処するため、「練馬区民の安全と安心を推進する条例」を制定し、取組の強化を図ってきた。今後も区民、行政、関係機関が協力・連携し、「安全安心なまちづくり」を進めていくことが強く求められている。

また、区は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線対策として、対応基準値を定め、区立小中学校、保育園、幼稚園などのきめ細かな放射線量の測定を実施し、基準値を超えた場合は、低減措置を行った。区内の放射線量の平均的な状況は、対応基準値以下であり、一定程度落ち着いている。更に、区は、区立小中学校や保育園等の給食の放射性物質の検査を行った。今後も、放射線に対する不安を軽減し、区民が安心して生活できるように、更なる放射線対策の充実が求められている。

●地域医療体制の整備

区民の命と健康を守る医療については、地域医療を充実するために、平成3年に日本大学医学部付属練馬光が丘病院（24年度からは公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院）を、17年に順天堂大学医学部附属練馬病院を誘致してきた。しかし、人口10万人当たりの一般・療養病床数は、未だに23区で最も少ない状況にある。

このため、既存病院の増築・増床、新たな病院の整備などにより病床を確保するとともに、5疾病5事業をはじめとする医療連携、医療と介護の連携を含む在宅療養の支援などの体制を構築し、区民が安心して医療を受けられる環境を整備することが求められている。

●少子高齢化の進展

平成24年4月現在、練馬区の総人口に占める0～14歳の年少人口の割合は12.6%となっている。一方、65歳以上の高齢者の割合は年々増加し、19.8%となっている。年少人口の減少と、いわゆる「団塊の世代」が高齢期を迎えることに伴って、今後、更に高齢化率が上昇し、24年中には区民の5人に1人が高齢者になる見込みである。これに対し、年金や医療、介護などの社会保障制度の持続性を確保するとともに、核家族化に伴う子育ての不安感や負担感の軽減および次世代を担う子どもが健やかに生まれ育つ社会づくりが求められている。

区では、高齢者の生活と社会参加を支援する体制づくりに向けて、介護保険施設の整備や高齢者の相談支

援体制の充実、健康づくりや介護予防事業の実施、社会参加や就労への支援、地域での高齢者の見守りなどを行ってきた。また併せて、地域の絆を強くして社会全体で子どもと子育て家庭を支える仕組みづくりを進めてきた。今後も急速に進む少子高齢社会に対応し、全ての区民が安心して暮らせる地域社会を実現するため、高齢者に対して、介護、医療、予防、住まい、生活支援サービスが一体的に切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現や、子育てと仕事が両立する社会を築くための待機児童解消や多様なサービスなどの子育て支援策の拡充が求められている。

●福祉のまちづくり・地域福祉の推進

近年、少子高齢化の進展や家族構成の変化など社会のニーズが多様化したことに伴い、だれもが使いやすいように配慮したユニバーサルデザインの考え方に基づく取組が求められている。一方、全国的に社会問題化している児童虐待の増加や、一昨年表面化した高齢者の所在不明問題など地域の相互扶助機能が低下しつつある状況は、改めて地域社会のつながりの重要性を訴えているものであり、地域における新たな支え合いをつくる地域福祉の推進が重視されている。

区では、様々な立場の区民が互いの個性を尊重しながら、全ての区民が地域の一員として、快適な生活と自由な行動、社会参加ができる福祉のまちの実現をめざして、ハード・ソフト両面から、一体的な取組を進めている。また、様々な生活課題に対して地域社会全体で相互支援を行う地域福祉を推進する体制づくりにも取り組んでいる。今後も、だれもが安心して生活できる地域社会づくりへ向けて、多様な人々が利用しやすいまちづくりを着実に進め、地域における新たな支え合いを強化するとともに、区民の多様な地域福祉活動への支援の充実が求められている。

●地域コミュニティの活性化

人々の社会への参加意識が高まり、住民が自ら地域の問題解決に取り組む活動が活発になっている。このような意識の変化を背景に、個人や町会・自治会、NPO・ボランティア団体、企業などが、地域において公共的・公益的活動に取り組んでいる。こうした活動を活性化するためには、その基盤となる地域コミュニティに活力があることが重要である。

区では、人口が増加する中で、町会・自治会の加入世帯割合が近年では40%台前半で推移しているため、活動費の補助や加入促進パンフレットの作成など、町会・自治会への支援に力を入れている。一方、様々な分野で公益的な活動に取り組むNPOが増加しており、区は、練馬区NPO活動支援センターの運営等を通じて、その支援を行っている。

今後は、人と人とのつながりをつくり、絆を深める取組を進め、地域コミュニティがさらに活性化するように、地域の実情に即した支援を拡充していくことが必

要である。

また、平成22年3月に策定した「練馬区区民との協働指針」を踏まえ、区民や地域で活動している団体等と区との協働を推進し、役割分担をしながら、効果的・効率的に公共サービスを提供することが求められている。

●地球環境問題への対応

我が国は、平成21年9月に温室効果ガス排出量を32年までに2年比で25%削減するという中期目標を示し、温室効果ガスの排出を大幅に削減しながら生活の豊かさを実感できる「低炭素社会」の実現に向けた施策を展開している。

区は、温室効果ガス排出の6割以上を占める区民や事業者に対し、環境配慮の取組に対する支援を行うとともに、区自らも排出削減に取り組んでいる。

また、都市におけるみどりは、ヒートアイランド現象の緩和や温室効果ガス（二酸化炭素）の吸収など、重要な役割を果たしている。区の緑被率は、23年度調査において、25.4%となっている。区内のみどりの約8割は私有地にあり、その約4分の1は農地である。このため、相続などに伴い消失する可能性が極めて高い状況にある。そこで、区では、大規模公園や憩いの森の整備、公共施設の屋上や壁面緑化などに加え、民間のみどりの保全・創出への支援などの取組を進めている。

今後、環境問題への対応を強化する観点からも、みどりの保全・創出をより一層積極的に進める分野横断的な取組が求められている。

一方、持続可能な社会を実現するうえで、一般廃棄物処理は極めて重要である。23年3月に改定した「練馬区第3次一般廃棄物処理基本計画（平成23年度～32年度）」では、区民1人1日当たりの収集ごみ量を21年度の551gから470gに削減することを目標としている。一般廃棄物の発生を抑制することは、循環型社会の実現に不可欠なことであり、区民や事業者と協働して、新たなごみの減量施策やリサイクル施策を推進することが求められている。

●グローバル社会の進展

国境を越えた人、物、資金、情報の流通が進む「グローバル化」は、世界規模の企業再編だけでなく、各企業においても国際競争の激化に対応できる経営基盤の確立や、付加価値の高い技術革新・開発が求められるなど、経済面において様々な変化をもたらしている。また、アニメをはじめとした日本文化が海外で高い人気を保つなど、産業のグローバル化は社会・文化の面にも影響を与えている。

区には、わが国最大のアニメ産業集積がある。日本のアニメは国際的な評価が高く、コンテンツ産業の中でも成長が期待される産業の一つであることから、区内のアニメ産業集積を活かして国際競争力をもつ産業へと強化・育成し、地域経済全体の活性化を図ること

が必要となっている。また、アニメをはじめ地域の文化を内外に発信していくことで、区の魅力を一層高めることが期待される。

●成熟型社会への移行

成熟型社会を迎えた我が国では、生きがいのある人生と自己実現への希求が高まっている。こうした状況を受けて、各個人がそれぞれの資質や能力を、生涯にわたり向上させることができる環境づくりが求められている。また、地域や社会の課題解決に主体的に参画し、活躍できる環境づくりも社会の要請となっている。

区では、区民が地域社会の中でいきいきと過ごし、多様な生涯学習活動を行い、その成果が地域づくりに活かされるよう「練馬区生涯学習推進計画」を平成23年3月に策定した。

今後は計画の実現に向け、更に積極的な施策を推進していくことが求められている。

●地方分権改革の進展

国と地方との関係、都道府県と市町村との関係を「対等・協力」の関係にすることをめざした第一期地方分権改革から、地方の税財政に焦点を当てた三位一体の改革などを経て、現在、より一層の地方分権改革をめざす第二期地方分権改革が進められている。

地方自治体の権限拡大が進む一方で、責任も増し、地方自治体は「自己決定・自己責任」の原則に基づき、自立的な財政力と政策形成能力を高め、自治体としての魅力を高めていくことが求められている。

このような流れを受け、区では、更に自律的な自治体として発展していくため、区の自治体運営に関する基本的な事項を総合的・体系的に規定する「練馬区政推進基本条例」を平成22年12月に制定し、23年1月1日に施行した。

また、練馬区を含む特別区は、12年の特別区制度改革により、都の内部的団体から他の市町村と同じ基礎的な地方公共団体として位置付けられ、清掃事業をはじめとした区民生活に身近な事業も都から区に移管され、区民ニーズに応じたきめ細やかな対応が可能となった。現在、更なる都区制度改革の推進に向けて、都と区の間で検討が続いている。

区としても、基礎自治体としての役割にふさわしい権限と、それに見合った財源が確保されるよう、引き続き都区制度改革について都や他の特別区と協議しながら取り組んでいく必要がある。更に、区民に最も身近な「地方政府」としての責務を果たしていくことが求められている。

- ① 子育て支援（保育園・学童クラブ、地域との連携など）
- ② 防犯・防火・防災（意識の啓発と態勢の強化）
- ③ 災害に強く生活しやすいまちづくり
- ④ 医療体制の確立
- ⑤ 高齢者福祉（介護サービスの充実など）
- ⑥ 交通安全対策（歩行者空間の確保、自転車対策）
- ⑦ 学校教育（地域との連携や教育内容の充実）
- ⑧ 道路や公共交通（鉄道やバスなど）の整備
- ⑨ 循環型社会づくり（ごみの発生抑制、リサイクルなど）
- ⑩ 健康づくり（健康診査や予防啓発）

(2) 区民の要望

区では毎年、区民意識意向調査を行い、区民要望の把握に努めている。平成23年度に行った、「特に力を入れてほしいと思う施策」についての調査結果は以下のとおりである。（数字は順位）